商品名:クッキリ一番 EX (イーエックス)

安全性評価シート

食経験の評価

①喫食実績	喫食実績の有無:	□あり
による食経	(「あり」の場合に実	経緯に基づく安全性の評価を記載)
験の評価	;	※□評価が十分→⑧へ、☑喫食実績なし又は評価が不十分→②
		^
既存情報を	②2次情報	公的機関のデータ ☑あり □なし
用いた評価		ベースの情報
		(なしの場合)
		民間や研究者等が調 口あり 口なし
		査・作成したデータ
		ベースの情報 ※「なし」の場合→③へ
		(データベースに情報が「あり」の場合:食経験に関する安全
		性の評価の詳細を記載すること)
		ルテインについて、62歳女性(日本)がルテインを毎日、2
		年間摂取(摂取量は不明)したところ、柑皮症を発症したと
		の被害事例が報告されているものの、通常の食品に含まれる
		量を経口で適切に摂取する場合、妊娠中・授乳中においても
		おそらく安全であると総合評価している。
		同データベースにてゼアキサンチンおよびクロセチンについ
		ての安全性の評価は見当たらない。
		よって、既存情報を用いた評価(2次情報)では、安全性の
		評価は不十分とした。
		※□評価が十分→⑧へ、☑評価が不十分→③へ
		(データベース名)
		「健康食品」の安全性・有効性情報(独立行政法人 国立
		健康・栄養研究所)
	③1次情報	1次情報の有無: ☑あり □なし
		※「なし」の場合→④へ

(1次情報が「あり」の場合:食経験に関する安全性の評価の 詳細を記載すること)

「クッキリ一番 EX (イーエックス)」に配合されているルテイ ンは、日本において1999年より販売を開始し、これまでに、 200 製品以上に使用されている。これら製品のうち、サプリメ ントとして1日当たり10mg以上配合された製品は10以上あ る。2014年の日本での販売量は4,500kgであり、これまでに 有害事象の報告はない。また、「クッキリ一番 EX (イーエック ス)」に配合されているゼアキサンチンは、2015年現在まで純 品換算で 600kg の販売実績があり、これまで有害事象につい て報告されていない。日本においては2014年夏より販売され ており、これまで純品換算で 20kg の販売実績があり、1 日当 り 2 mgの摂取量設定されている製品が 2 つあるが、これまで 有害事象について報告されていない。さらに、「クッキリ一番 EX (イーエックス)」に配合しているルテイン、ゼアキサンチ ンの原材料は、アメリカ食品医薬品局(FDA)より安全基準合格 証 (GRAS)を受けており、一般に安全と認められている 1)。ま た、国際連合食糧農業機関(FAO)/世界保健機関(WHO)合同食品 添加物専門家会議(JECFA)においてルテイン、ゼアキサンチン の安全性が評価されており、1日許容摂取量(ADI)は、0-2mg/kg 体重と設定されている 2)。これは、体重 70kg の成人で 1 日 のルテイン、ゼアキサンチンの摂取量が 140mg を上限値とし て毎日摂取し続けても安全であると考えられることを示して いる。

「クッキリー番 EX(イーエックス)」に配合しているルテイン、ゼアキサンチンは、マリーゴールドから抽出していることから JECFA の規格に適合しており、「クッキリー番 EX(イーエックス)」の1日摂取目安量あたりの機能性関与成分は、ADIの範囲内である。「クッキリー番 EX(イーエックス)」に含まれるルテイン、ゼアキサンチンは、GRAS および JECFA の安全性評価対象のルテイン、ゼアキサンチンと同等であることから、食品としての安全性を十分に担保しているものと考える。よって、ルテイン、ゼアキサンチンについては、既存情報を用いた食経験の評価(1次情報)で評価は十分とした。

一方、「クッキリ一番 (イーエックス)」に配合されているクロセチンは、日本において 2006 年より販売を開始しており、クロセチンの摂取目安量である 1 日当り 7.5mg を配合した当該製品と同じソフトカプセル形状の加工食品が 20 社を超える

企業から市販されている。これら加工食品のクロセチンは、
当該製品と同じ原料であり、また同じソフトカプセル形状で
あることから機能性関与成分の消化・吸収に違いがないと考
えられる。さらに、これら加工食品は、当該製品と同じ形状で
あり、当該製品と同様の加工工程を経ることから、当該製品
と同じく、加工工程による機能性成分の変質はないと考えら
れる。これら商品は、疾病に罹患していない者(妊産婦および
授乳婦を除く) を対象に販売されており、主に水などと一緒
にそのまま摂取されている。摂取目安量が含まれるサプリメ
ント向けに供給されたクロセチン量(純品換算)は、2014年
までの累計で 668kg (1 日量を 1 食として約 8900 万食に相当)
になり、これまでにクロセチンに起因すると判断された有害
事象の報告はない。しかしながら、既存情報を用いた食経験
の評価(1 次情報)では、安全性評価が十分にできる情報であ
るとの判断には至らなかった。
※☑評価が十分→⑧へ、□評価が不十分→④へ
※☑評価が十分→⑧へ、□評価が不十分→④へ (参考文献一覧)
(参考文献一覧)
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140,
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004 2. Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives,
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004 2. Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives,
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004 2. Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives,
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004 2. Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Sixty-third Meeting, Geneva, 8-17 June 2004
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004 2. Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Sixty-third Meeting, Geneva, 8-17 June 2004 (その他)
(参考文献一覧) 1. Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000140, CFSAN/Office of Additive Safety, June 14, 2004 2. Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Sixty-third Meeting, Geneva, 8-17 June 2004 (その他) 1-2. 米国の FDA による報告とスイスに本部を置く WHO とイ

安全性試験に関する評価

既存情報に	④2次情報	公的機関のデータベース	☑あり	□なし
よる安全性		の情報		
試験の評価		(なしの場合)		
		民間や研究者等が調査・作	□あり	□なし
		成したデータベースの情		
		報	※「なし」	の場合→⑤へ
		(データベースに情報が「あり」	の場合:安全性	上に関する評価
		の詳細を記載すること)		

「クッキリー番(イーエックス)」に配合されているルテイン、ゼアキサンチンについては、既存情報を用いた食経験の評価(1次情報)で安全性は十分にあると判断したため、クロセチンについて安全性試験に関する評価を行った。

クロセチンは、クチナシの果実に含まれるカロテノイドの一種であり、古くから天然由来の着色料として食品の色付けに用いられており、現在もクロセチン(クチナシ黄色素)で着色した食品が多く流通している。このことから、クチナシ黄色素の安全性試験を行った既存情報による評価を行った。

公益財団法人日本食品化学研究振興財団が報告した調査研究 ではクロセチンを含有するクチナシ黄色素の安全性評価が行 われている 3)。安全性評価の試験法と成績概要は以下の通りで あった。

(1) 単回投与試験

急性経口 LD50 はラットで 5,000mg/kg 超と考えられる。

(2) 反復投与/発がん性試験

C57BLマウスを用いた飲水(0.05, 0.1, 0.2, 0.4, 0.8, 1.6%) 投与による 12 週間の反復投与試験において、検体投与に起因 する毒性学的影響は認められていない。無毒性量は、 1.6g/kg/day と考えられる。

C57BLマウスを用いた飲水(0.2,0.8%)投与による95週間の発がん性試験において、検体投与に起因する毒性学的影響および発がん性は認められていない。無毒性量は、0.8g/kg/dayと考えられる。

(3) 変異原性試験

細菌を用いた復帰変異試験の結果は、陰性と判断される。

以上の結果から、クチナシ黄色素の無毒性量は1日当たり0.8 g/kg と考えられ、体重70kg成人で1日のクチナシ黄色素の摂取量が56gを上限値として毎日摂取し続けても安全であると考えられることを示している。

一方、クチナシ黄色素中のクロセチン類の含有量が報告されて おり4)、クチナシ黄色素中にはクロセチン換算値として約37% 含まれていることが確認できる。

これらのことから、体重 70kg 成人でクロセチンの 1 日の摂取 量は 20.7g を上限値として毎日摂取し続けても安全であると考 えられる。

「クッキリー番 EX (イーエックス)」に配合しているクロセチンは、クチナシ黄色素を原材料としていることから既存情報に

よる安全性試験の評価(2次情報)に用いた色素と同等であり、 1日摂取目安量あたりの機能性関与成分量 7.5mg は、1日の摂 取量上限値の範囲内であり、安全であると評価した。 さらに、クロセチン単体での安全性を評価するために1次情報 による調査を行った。 ※☑評価が十分→⑧へ、□評価が不十分→⑤へ (データベース名) 3. 公益財団法人 日本食品化学研究振興財団 「既存添加物の 安全性評価に関する調査研究(平成8年度調査)」 (参考文献) 4. クチナシ果実中のクロセチン誘導体の分析、市隆人、東村豊、 片山豪、香田隆俊、清水孝重、多田幹郎、日本食品化学工学会 誌、42、776-783、1995 ⑤ 1 次情報 口なし 1次情報の有無: ☑あり (各項目は ※「なし」の場合→⑥へ 「あり」の場 (調査時期) 合に詳細を記 2016年11月5日 載) (検索条件) 検索データデータベース: PubMed 検索ワード: (crocetin)AND((safety)OR toxicity) (検索した件数) 33 件 (最終的に評価に用いた件数と除外理由) 最終的に評価用いた文献数は1件。除外した文献は、クロセ チンを含有するクチナシ色素に関する試験、細胞毒性のある過 酸化水素に対するクロセチンの毒性防御試験、本届出では対象 外となる妊婦に関連する細胞試験であることから評価対象文 献から除外した。 (安全性の評価) 対象文献では、クロセチン単体での安全性評価試験を行ってお り、試験法と成績概要は以下の通りであった。 (1) 変異原性試験 サルモネラ菌 TA98 株と TA100 株を用いてクロセチンには、被 検物質に対して変異原性を有しないことを確認した。 (2) DNA 修復試験 枯草菌 M45 株と H17 株を用いてクロセチンには、被検物質に対 して DNA 損傷性を有しないことを確認した。

		(3)姉妹染色分体交換試験
		ハムスター肺由来の V79 細胞を用いてクロセチンには、被検物
		質に対して DNA 複製時における DNA 損傷性を有しないことを確
		認した。
		 「クッキリー番 EX(イーエックス)」に配合しているクロセチ
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ンと既存情報による安全性試験の評価(1次情報)で報告され
		ているクロセチンは、化学構造が同じであるため同等と考えら
		れる。
		よって、クロセチン単体での既存情報より、毒性を見出すこと
		はできず、安全性は高いものと評価した。
		※☑評価が十分→⑧へ、□評価が不十分→⑥へ
		(参考文献一覧)
		1. Genotoxicity of gardenia yellow and its component.,
		A. Ozaki, M. Kitano, N. Furusawa, H. Yamaguchi, K. Kuroda,
		G. Endo, Food and Chemical Toxicology, 40, 1603-1610,
		2002
		(その他)
安全性試験	⑥in vitro試	
の実施によ	験及び in	
る評価	vivo 試験	
(2月11年)	1110日本人例次	
WA A DE NOT		
※安全性が評		
価された場合		
→®~		
	⑦臨床試験	

(安全性試験を実施した場合、当該試験の報告資料を添付すること。ただし、文献 として公表されている場合には参考文献名を記載すれば、添付する必要はない。)

機能性関与成分の相互作用に関する評価

⑧医薬品と	(参考にしたデータベース名又は出典)
の相互作用	 1. 独立行政法人 国立健康・栄養研究所 「健康食品」の安全性・有効性情報
に関する評	2. PubMed
価	
	(「あり」の場合 : 機能性表示食品を販売することの適切性を詳細に記載すること)
⑨機能性関	(参考にしたデータベース名又は出典)
与成分同士	ルテイン、ゼアキサンチンおよびクロセチンの機能性関与成分について、以下の 4
の相互作用	つの組み合わせで相互作用を評価した。
(複数の機能	1) ルテイン、ゼアキサンチン
性関与成分に	2) ルテイン、クロセチン
ついて機能性	3) ゼアキサンチン、クロセチン
を表示する食	4) ルテイン、ゼアキサンチン、クロセチン
品のみ記載)	
	評価は、データベースとして「健康食品」の安全性・有効性情報(独立行政法人
	国立健康・栄養研究所)および PubMed を用いて行った。
	すべての組み合わせの中で成分同士の相互作用について評価できる出典はルテイ
	ンとゼアキサンチンの相互作用に関する以下の 1 報であった。本文献は、健常人
	を対象にした 1 年間の臨床試験が実施されており、ルテインとゼアキサンチンの
	併用による有害事象は報告されていない。他の組み合わせについては、相互作用が
	見出せなかった。
	A Double-Blind, Placebo-Controlled Study on the Effects of Lutein and
	Zeaxanthin on Photostress Recovery, Glare Disability, and Chromatic
	Contrast, Billy R. Hammond, Laura M. Fletcher, Franz Roos, Jonas Wittwer,
	and Wolfgang Schalch, Invest Ophthalmol Vis Sci. 2014, 55(12), 8583-8589.
	相互作用の有無: 口あり 2 なし
	(「あり」の場合:機能性表示食品を販売することの適切性を詳細に記載すること)

商品名:クッキリー番 EX (イーエックス)

製造及び品質の管理に関する情報

(サプリメント形状の加工食品、その他加工食品)

	製造者氏名又は製造所	アリメント工業株式会社
	名	本社工場
	種類	□中間製品まで製造・加
		工を行う
		☑原材料又は中間製品か
(1)製造者氏名、製造所所在地等		ら最終的な容器包装に入
情報		れる工程まで行う
	製造所所在地	山梨県南巨摩郡南部町南
		部 7764 番地
	届出者か否か	□届出者 ☑届出者以外
	製造所固有記号で表示	DC
	される場合はその記号	BG
(2) 製造施設・従業員の衛生管理	等の体制(以下の項目をチ	エック又は記載。重複可)
		☑国内GMP
		☑米国GMP
		(☑認証を受けている)
	種類	□総合衛生管理製造過程
		□都道府県等 HACCP
		☑ISO 22000
(I) CMD HACCD ICO 22000 ECCC 22000		□FSSC 22000
GMP、HACCP、ISO 22000、FSSC 22000 に基づき、届出食品が製造されてい	承認書等発行者	国内 GMP:(公財) 日本健
		康・栄養食品協会
るか。 ■ ☑ はい □いいえ		cGMP:NSF-International
☑はい □いいえ		IS022000:インターテッ
		ク・サーティフィケー
		ション(株)
	承認書等番号	国内 GMP: 112-B-04
		cGMP:C0257823-01
		IS022000: 12190810001
2		□СМР
国外で製造される場合において、当該外国内で販売する食品		□НАССР
に対し、GMP 又は HACCP の基準に従い	国名又は地域名	
ている場合であって、届出食品も当		

1,73,	
いるか。	
□はい □いいえ	
③ ①及び②以外の場合 製造施設・従業員の衛生管理等の体 制について具体的に右欄に記載す る。	
□ ①又は②に該当し、さらに特に 記載したい事がある場合 右欄に記載する。	
(3)規格外の製品の流通を防止するための体制等	以下のいずれかにチェック ☑ (2) ①の認証等に従い実施している。 □ (2) ②の基準に従い実施している。 □ それ以外(取組状況について下記に記載する。)

(4) その他特記すべき事項	

商品名:クッキリー番 EX (イーエックス)

製造及び品質の管理に関する情報

(サプリメント形状の加工食品、その他加工食品)

	製造者氏名又は製造所	アリメント工業株式会社
	名	新富士第二工場
	種類	□中間製品まで製造・加
		工を行う
		☑原材料又は中間製品か
(1)製造者氏名、製造所所在地等		ら最終的な容器包装に入
情報		れる工程まで行う
	製造所所在地	静岡県富士市蓼原 1082-1
	届出者か否か	□届出者 ☑届出者以外
	製造所固有記号で表示	BG3
	される場合はその記号	DGS
(2) 製造施設・従業員の衛生管理	等の体制(以下の項目をチ	エック又は記載。重複可)
		☑国内GMP
		☑米国GMP
		(☑認証を受けている)
	種類	□総合衛生管理製造過程
		□都道府県等 HACCP
		☑ISO 22000
		□FSSC 22000
GMP、HACCP、ISO 22000、FSSC 22000	承認書等発行者	国内 GMP:(公財) 日本健
に基づき、届出食品が製造されてい		康・栄養食品協会
るか。		cGMP: NSF-International
☑ はい □いいえ		IS022000:インターテッ
		ク・サーティフィケー
		ション(株)
	承認書等番号	国内 GMP: 123-B-04
		cGMP: C0126087-05
		IS022000: 12190810001
2		□СМР
国外で製造される場合において、当該外国内で販売する食品		□НАССР
に対し、GMP 又は HACCP の基準に従い製造することを義務付け		国名又は地域名
ている場合であって、届出食品も当該基準により製造されて		
いるか。		

□はい □いいえ	
③ ①及び②以外の場合 製造施設・従業員の衛生管理等の体 制について具体的に右欄に記載す る。	
□ ①又は②に該当し、さらに特に 記載したい事がある場合 右欄に記載する。	
(3) 規格外の製品の流通を防止するための体制等	以下のいずれかにチェック ☑(2)①の認証等に従い実施している。 □(2)②の基準に従い実施している。 □それ以外(取組状況について下記に記載する。)

(4) その他特記すべき事項	

商品名:クッキリ一番EX(イーエックス)

原材料及び分析に関する情報

第1 生産・製造及び品質管理の体制			
(1)機能性関与成分を含	マリーゴールド色素、クチナシ色素		
む原材料名(届出食品が生			
鮮食品の場合は除く)			
第2 食品の分析			
	試験機関の名称	一般財団法人 日本食品分析セン	
		ター	
		☑登録試験機関又は登録検査機関	
	3.4 F. 4 W BB 0 15 WG	□農業試験場等(生鮮食品に限る)	
	試験機関の種類	□その他の第三者機関	
		□届出者又は利害関係者	
(2)機能性関与成分の定		□標準作業手順書	
量試験	the Lorenza Albania	☑操作手順、測定条件等できる限	
	分析方法を示す資料	り試験方法について具体的に記載	
		した資料	
	届出者又は利害関係者で		
	分析を実施する場合、そ		
	の合理的理由		
	試験機関の名称		
		□登録試験機関又は登録検査機関	
	試験機関の種類	□農業試験場等(生鮮食品に限る)	
(9)		□その他の第三者機関	
(3)安全性を担保する必要ななるよう		□届出者又は利害関係者	
要がある成分の定量試験		□標準作業手順書	
□あり (は八名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八七十分大二十次火	□操作手順、測定条件等できる限	
(成分名:)	分析方法を示す資料 	り試験方法について具体的に記載	
☑なし		した資料	
	届出者又は利害関係者で		
	分析を実施する場合、そ		
	の合理的理由		
	機能性関与成分		
(4) 届出後における分析	八七十分	試験機関の名称(あらかじめ規定	
の実施に関する資料(機能	分析方法、代替指標の場合はなるなどで	されている場合のみ)及び分析機	
性関与成分及び安全性を	合はその成分名を併記 	関の種類	
担保する必要がある成分)	(ルテイン)	アリメント工業株式会社(同社品	
	高速液体クロマトグラフ	質管理部門、届出利害関係者)	

	×+				
	法	`	r	LENGT - 1 A	H N IP :
	(ゼアキサンチン		一般財団法人 日本食品分析セン		
	高速液体クロマトグラフ		ター(登録試験機関又は登録検査		
	法		機関)		
	(クロセチン)		アリメント工業株式会社(同社品		
	吸光光度分析法	質管理部門、届出利害関係者)			
	安全性を担保する	っる成分 「試験機関の名称(あらかじめ規定			
	分析方法、代替指標の場合はその成分名を併記		されている場合のみ)及び分析機関の種類		
	か到上ヶ石日				
	確認する項目 (基原等)及び 試験方法	試験機関の名 称及び種類		確認の頻度	その他
	総重量	アリメントエ		毎ロット	出荷判定
	電子天秤	業株式会	会社		として実
	(同社		品質管		施
	理部		届出		
	利害関係		系者)		
	皮膜重量	アリメ	ントエ	毎ロット	出荷判定
	電子天秤	業株式	会社		として実
		(同社。			施
(5) 届出後における分析		理部門、			
の実施に関する資料(原料		利害関係者)			
の基原の確認方法及び製	内容物重量	アリメントエ		毎ロット	出荷判定
品の崩壊性試験等を実施	電子天秤	業株式会社			として実
する必要がある場合、その		(同社品質管			施
方法及び頻度)		理部門、			
☑あり		利害関係者)			
ロなし	皮膜水分量	アリメ		毎ロット	出荷判定
	日局乾燥減量	業株式			として実
	法	(同社。			施
		理部門、			
		利害関係			.,
	崩壊性	アリメントエ		毎ロット	出荷判定
	日局崩壊試験	業株式会			として実
	法	(同社。			施
		理部門、			
		利害関係			
	性状	アリメ	ントエ	毎ロット	出荷判定

	官能試験	業株式会社	として実
		(同社品質管	施
		理部門、届出	
		利害関係者)	
(6) その他特記すべき事			
項			

注)機能性関与成分が複数ある等、本様式に記載しきれない場合は、適宜記入欄を追加し、必要な事項を記載すること。